

令和6年度（2024年度）熊本県移住支援事業費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、市町村が行う移住支援事業に対して、予算の範囲内で熊本県移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年（1981年）熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び要領に規定するもののほか、この要項によるものとする。

（補助事業実施者）

第2条 補助事業実施者（以下「実施者」という。）は、県内市町村とする。

（補助対象事業費）

第3条 補助対象事業費は、要領に基づき実施者が行う移住支援金の支給に要する経費とする。

なお、その額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額に支給件数（見込み）を乗じた額の合算額とする。

区 分	額
2人以上の世帯	1,000千円
単身世帯	600千円

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、別表に該当する市町村に移住した場合にのみ、18歳未満の者一人につき最大1,000千円を加算する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象事業費に4分の3を乗じた額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする実施者は、別に定める日までに交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により当該実施者にその旨を通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた実施者は、補助金の額に変更が生じることとなるときは、変更交付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

ない。

- 2 知事は、前項の規定による変更交付申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該変更に係る補助金の交付の決定をし、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により当該実施者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

（実績報告）

- 第9条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、令和7年（2025年）3月14日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出された場合において、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付確定通知書（別記第6号様式）により当該実施者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

- 第11条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、交付請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（雑則）

- 第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別記第1号様式	交付申請書
別記第2号様式	交付決定通知書
別記第3号様式	変更交付申請書
別記第4号様式	変更交付決定通知書
別記第5号様式	実績報告書
別記第6号様式	交付確定通知書
別記第7号様式	交付請求書

別表（第3条第2項関係）

熊本市
八代市
人吉市
荒尾市
玉名市
天草市
山鹿市
菊池市
宇土市
上天草市
阿蘇市
合志市
美里町
玉東町
和水町
南関町
長洲町
大津町
菊陽町
南小国町
高森町
南阿蘇村
御船町
益城町
甲佐町
氷川町
芦北町
錦町
多良木町
湯前町
水上村
苓北町